

酒税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(連続式蒸留焼酎の着色料)

第三条 令第三条の二第一項第二号に規定する財務省令で定める着色料は、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる食用黄色四号及び食用黄色五号とする。

第十七条 令第五十六条第三項第四号に規定する財務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 香味、色沢その他の性状がウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを移出しようとするとき（法第五十条第一項第四号又は令第五十六条第三項第二号若しくは第三号に該当する場合を除く。）。
- 二 省略

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定及び次項の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の酒税法施行規則第十七条第一号の規定は、令和五年四月一日以後に酒類（酒税法施行規則第一条第一項に規定する酒類をいう。以下同じ。）の製造場から移出されるスピリッツ（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第二十号に規定するスピリッツをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に酒類の製造場から移出されたスピリッツについては、なお従前の例による。

改正前

(連続式蒸留焼酎の合成着色料)

第三条 令第三条の二第一項第二号に規定する財務省令で定める合成着色料は、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる食用黄色四号及び食用黄色五号とする。

第十七条 令第五十六条第三項に規定する財務省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- 一 香味、色沢その他の性状がウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを製造しようとするとき（法第五十条第一項第四号に該当する場合を除く。）。
- 二 同上